

令和 8 年度 沖縄県公共関与産業廃棄物最終処分場被覆施設新設等実施設計業務 委託仕様書

1. 業務の目的

本業務は、沖縄県環境整備センター株式会社（以下「甲」という。）が発注する沖縄県公共関与産業廃棄物最終処分場被覆施設新設等に係る工事に関し、受託者（以下「乙」という。）が行う実施設計業務について必要な事項を定め、委託業務の適正な実施を期することを目的とする。

なお、本仕様書に明記のない事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

2. 履行場所及び履行期間

本業務の履行場所及び履行期間は、下記のとおりとする。

- (1) 履行場所：沖縄県名護市字安和 2045 番地 1 沖縄県環境整備センター(株)
- (2) 履行期間：契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 19 日まで

3. 業務委託料

本業務に係る業務委託料の積算については、沖縄県土木建築部が定める建築設計業務等積算基準（最新のもの）に準じて算定するものとする。

4. 対象業務の概要

業務名：令和 8 年度 沖縄県公共関与産業廃棄物最終処分場被覆施設新設等実施設計業務

- ・下記主要工事に係る実施設計業務一式
 - (1) 被覆施設新設工事一式
 - (2) 散水設備工事、電気設備工事、消防設備工事、その他被覆施設付帯設備一式の撤去、再設置及び転用不可能な設備の新設工事
 - (3) 被覆施設柱脚根元の斫り出し及び基礎部との切り離し及び復旧工事一式

5. 業務の範囲

本業務の範囲は、本仕様書及び関係法規に準拠し、産業廃棄物管理型最終処分場被覆施設新設工事に関する次の各号にあげる業務を範囲とする。

- (1) 計画準備
- (2) 貯留施設の構造検討
- (3) 被覆施設本体設計
- (4) 電気・機械設備移設設計

- (5) 数量計算
- (6) 図面作成
- (7) 施工計画
- (8) 工費工程計画
- (9) 工事費積算
- (10) 関係機関協議
- (11) 次期移設計画
- (12) 埋立管理計画
- (13) 建築確認申請準備
- (14) 照査
- (15) 報告書作成
- (16) 打合せ協議

6. 業務内容

- (1) 計画準備
 - ・ 既往成果、関連資料を整理し、実施設計及び建築確認申請に係る一連の業務実施計画書を作成する。
- (2) 貯留施設の構造検討
 - ・ 貯留槽の既設L型擁壁の条件を踏まえ、被覆施設の荷重等を考慮し、構造検討を行う。
- (3) 被覆施設本体設計
 - ・ 比較検討で決定した工法を基本とした被覆施設本体の実実施設計を行う。
また、次期移設も考慮した構造体としても検討を行うものとする。
- (4) 電気・機械設備移設設計
 - ・ 3貯留槽に設置されている既設設備の移設設計及び新設設置設計を区分し、実施するものとする。
- (5) 数量計算
 - ・ 設計図書に基づき工事数量を算出し、工事費積算の基礎資料とする。
- (6) 図面作成
 - ・ 工事発注用図面として使用することも考慮し、実施設計図面を作成する。
- (7) 施工計画
 - ・ 施工方法、施工手順、安全対策、仮設計画等を整理し、施工計画を作成する。
なお、今回対象とする第2貯留槽は、施設奥側に配置されていることから、施工性を十分考慮した施工計画とするものとする。
施工計画にあたっては、重機配置計画、工事用車両動線計画、資機材搬入計画、施工ヤード計画等を整理し、既存施設運営及び埋立作業に支障をきたさな

い計画とする。また、安全性、施工効率、施工中の維持管理についても十分配慮するものとする。

(8) 工費工程計画

- ・施工条件を踏まえた概略工程計画を作成する。

なお、施設運営への影響を最小限とするため、廃棄物受入停止期間の短縮を考慮した工程計画を検討するものとする。

工程計画にあたっては、施工ステップ、重機配置計画、資機材搬入計画、既存施設との調整条件等を踏まえ、効率的かつ安全性に配慮した計画とするものとする。

また、工程上クリティカルとなる工種については、事前に課題整理及び対策検討を行い、必要に応じて発注者と協議を行うものとする。

(9) 工事費積算

- ・設計内容に基づき算出した数量計算及び図面等から適切な工事費を積算し、積算根拠資料も合わせて作成する。

工事費積算にあたっては、工事発注に耐えうる精度を確保するものとし、施工条件、仮設計画、施工工程、重機配置計画、工事用車両動線計画等を十分考慮するものとする。また、工事進捗に支障をきたすことがないように、関連工種を十分整理し、工種漏れのないよう適切に工事費を算出するものとする。

(10) 関係機関協議

- ・消防署、建築確認申請機関、北部土木事務所、名護市役所等との協議支援を行う。また、協議には同行するものとする。(協議は計6回を見込んでいるが必要に応じて追加協議を行う)。

(11) 次期移設計画

- ・将来的な施設移設を見据えた次期移設計画を整理する。

なお、今回の第2貯留槽から次回は第4貯留槽への移設を予定していることから、将来的な移設作業が円滑かつ効率的に実施できるよう配慮した工法を比較し、検討を行うものとする。

(12) 埋立管理計画

- ・第2貯留槽埋立期間中及び埋立完了後の廃棄物層の安定化状況を把握するため、必要な箇所への沈下板設置計画について検討を行うものとする。

沈下板の設置にあたっては、埋立状況を考慮し、設置時期及び設置位置について発注者と協議を行うものとする。

また、沈下状況の把握方法、管理方法及び観測計画について整理を行うものとする(既設置の第3貯留槽との整合をもたせる)。

(13) 建築確認申請準備

- ・確認申請に必要な資料作成、関係機関協議及び申請支援を行う。

(14) 照査

- ・設計内容について照査を実施する。

照査にあたっては、照査計画を作成し、重要となる設計段階ごとに照査を実施するものとする。また、設計条件、構造条件、施工計画、工程計画、概算工事費等について整合確認を行い、設計内容の品質確保を図るものとする。

(15) 報告書作成

- ・業務成果を取りまとめ報告書を作成する。

(16) 打合せ協議

- ・初回1回、中間3回、完了時1回の計5回を基本とする。

7. 成果品

区分	内容	部数
報告書（構造計算書、数量計算書、工事費積算書、建築確認申請書類含む）	A4版キングファイル製本	3部
図面	A3縮小版	3部
電子成果品	CD-R等	1式
協議資料	関係機関説明資料	1式

8. 秘密の保持

乙は、本業務の履行上、知り得た秘密を他に利用し、または第三者に漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

9. 業務の変更等

甲は、業務内容の変更を行う場合、乙と協議し、合理的な範囲で委託料及び履行期限の調整を行う。

10. 資料の貸与

現在、甲が所有する資料のうち、本業務に利用できる資料については、これを貸与する。この場合において、乙は貸与を受けた資料のリストを作成し、甲に当該リストを提出しなければならない。

なお、本業務が完了したときは、速やかに当該する貸与を受けた資料を甲に返納するものとする。

11. 議事録の作成

乙は、打合せ協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、甲に提出するものとする。

12. 関係官公庁等との協議

乙は、本業務遂行上、関係官公庁との協議を必要とするとき、または協議を求められた時は、誠意をもってこれに当たり、その内容を遅滞なく甲に報告しなければならない。

13. 疑義

乙は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、自己解釈せず甲の指示を受けるものとする。

14. 検査

乙は、委託業務を終了したときは、所定の成果物について甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。検査は成果物の内容確認を目的とし、乙の業務遂行義務の履行状況を確認する手続きとする。検査の合否は、乙の業務遂行に関する善管注意義務の履行を前提として判断される。この検査合格をもって本業務の履行が完了したものとする。